群馬県立女子大学内部質保証推進委員会FD·SD専門部会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学内部質保証規程第4条9項に基づき、ファカルティ・ディベロプメント(以下「FD」という。)、スタッフ・ディベロプメント(以下「SD」という。) 活動に関する専門的事項を審議するため、内部質保証推進委員会に、FD・SD専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 文学部選出の教員 1人
 - (2) 国際コミュニケーション学部選出の教員 1人
 - (3) 事務局次長
 - (4) 前号に掲げるもののほか、専門部会が必要と認める者

(部会長)

- 第3条 専門部会に部会長を置き、部会員の中から学長が指名する者をもって充てる。
- 2 部会長は、専門部会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(部会員の任期)

- 第4条 部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2 前項の部会員に欠員が生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 専門部会は、部会員3分の2の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 専門部会は、教員の教育研究上必要な能力及び資質の向上並びに教職員の大学運営上必要な能力及び資質の向上、その他関係する事項について審議する。

(部会員以外の者の出席)

第7条 専門部会は、会議の運営上必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 専門部会に関する事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会及び内部質保証推進委員会に諮り、教育研究審議会 の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会 F D・ S D 専門委員会規程 (平成30年4月1日制定) は廃止する。